

# サービス付き高齢者向け住宅の登録手続きの流れ及び窓口

## 担当窓口

- 立地市町村への事前手続き（府独自登録基準による）： 各市町村が定める窓口
- 高齢者住まい法及び府独自登録基準の適合性の確認（…①）
  - ハード基準関係：住宅課
  - サービス基準関係：高齢者支援課
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針の適合性の確認（…②）： 高齢者支援課  
指針により事業の運営、サービス提供等について確認

まずは併せて事前に  
相談してください

## 事前相談・事前審査について

### 市町村

立地市町村への  
事前手続き

各市町村が  
定める方法

### 京都府

\*初回の相談の際は、住宅課・高齢者支援課一緒に行います。  
\*相談時には、相談票を活用してください

① 高齢者住まい法及び府独自  
登録基準の適合性の確認

- ・ 登録申請書類一式

② 有料老人ホーム及びサービス  
付き高齢者向け住宅設置運営  
基準指針の適合性の確認

- ・ 重要事項説明書
- ・ 管理規程
- ・ そのほか必要な書類

窓口それぞれに提出

担当窓口ごとに補正・再提出依頼

事前審査完了

【申請書一式】

- ・ サービス付き高齢者向け住宅登録申請書  
類等一式
- ・ 建築確認済証(写)
- ・ 市町村事前協議を終えたことがわかる書類

登録申請書の受付

概ね3週間

登録

事前  
審査  
等

本  
提出

◆ 変更等の届出については、変更内容に応じて、手続きが異なりますので、窓口にご相談ください。